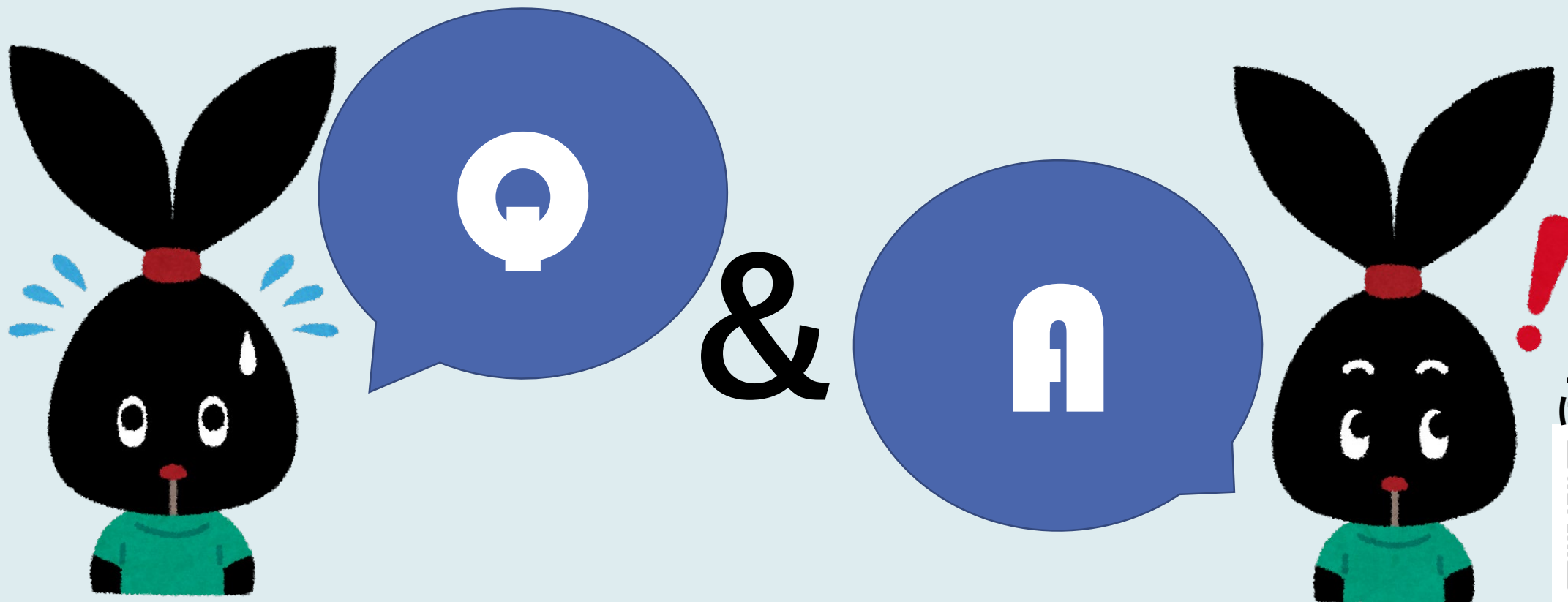


教えて！

／らしく、はたらく、ともに／

JEED

障害者雇用納付金関係助成金



JEED HP
はコチラ！



JEED 障害者雇用納付金関係助成金ってなあに？

障害者の雇い入れや雇用の継続を行うために障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための施設・設備の整備や雇用管理のための必要な措置等を行う事業主に対して、助成を通じて支援するものです。



JEED HP
はコチラ！



どんなときに助成金が使えるの？

トイレ、スロープなどを整備する

→障害者作業施設設置等助成金

休憩室などを整備する

→障害者福祉施設設置等助成金

介助者や手話通訳担当者などを配置・委嘱する

→障害者介助等助成金

ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を行う

→職場適応援助者助成金

通勤を容易にする

→重度障害者等通勤対策助成金

重度障害者を多数継続して雇用するため施設等の整備を行う

→重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金



JEED HP
はコチラ！



JEED どんなとときに助成金が見えるの？

たとえば…

例 1

作業場の入口に段差があつて車いすを使用する社員が入れないので、スロープを設置したい。

例 2

音が聞こえづらい社員が同僚とコミュニケーションをとって仕事を行う場合や、社内研修・面談を行う際に、手話通訳を依頼したい。

例 3

重い障害があつて通勤が困難な社員のために、会社の近くに障害に配慮した住宅を借りたい。

※助成金の受給のためには、助成金ごとに定める要件を満たす必要があります。
※個々の状況を総合的に判断しますので、ご紹介した事例内容が必ず対象となるものではありません。


JEED HP
はコチラ！



どんな人が対象になるの？

事業主等に雇用される以下の障害のある労働者が対象となります。

(一部助成金を除きます。)



助成金によっては、
障害者の雇い入れ日から
6か月以内or1年以内に
申請することを申請の
期限とする助成金があり
ます。

身体障害者

知的障害者

精神障害者

発達障害者

難病等にかかっている方

高次脳機能障害のある方

中途障害者

JEED HP
はコチラ！



令和6年4月1日から障害者雇用納付金関係助成金が変わります！

New!

障害者雇用相談援助助成金の創設

整理
拡充

● 障害者作業施設設置等助成金・障害者介助等助成金の一部・職場適応援助者助成金について、加齢に伴って生ずる心身の変化により職場への適応が困難となった
中高年齢等障害者（35歳以上）の雇用継続を図る措置への助成を新設

● 障害者介助等助成金において次の措置への助成を新設

- ・ 障害者の雇用管理のために必要な専門職（医師または職業生活相談支援専門員）の配置または委嘱
- ・ 障害者の職業能力の開発および向上のために必要な業務を担当する方（職業能力開発向上支援専門員）の配置または委嘱
- ・ 障害者の介助の業務を行う方の資質の向上のための措置

共通
事項

助成金に共通する事項として対象となる「労働者」に重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である**特定短時間労働者**（週の所定労働時間が10時間以上20時間未満）が加えられます。 ※対象とならない助成金もございます。

詳細は、当機構ホームページにて追って掲載しますのでご確認ください。



＼らしく、はたらく、ともに／

JEED

もっと詳しく教えて！



✓ 各種ごあんない
(パンフレット)

✓ 申請様式

✓ 助成金活用事例

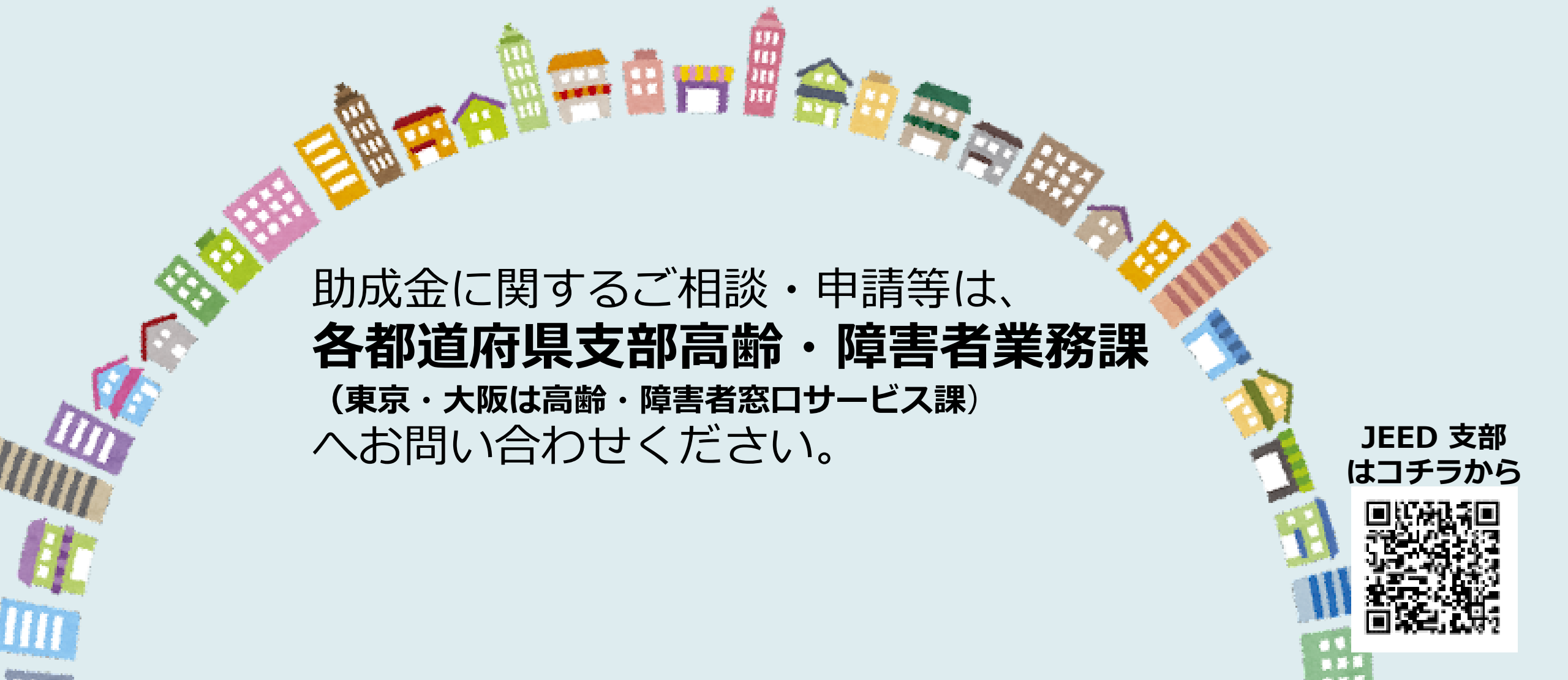
✓ FAQ (よくある質問)



JEEDホームページ

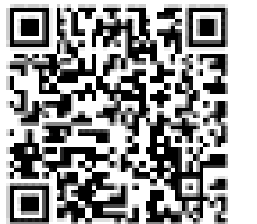


もっと詳しく教えて！



助成金に関するご相談・申請等は、
各都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)
へお問い合わせください。

JEED 支部
はコチラから





ご視聴ありがとうございました。

JEED HP
はコチラ！

